

セーフティネット保証認定申請時における履歴事項全部証明書の提出等の一部変更について

・初回の認定申請時においては、令和3年4月1日以降も従前の取扱いどおり、履歴事項全部証明書（最近3か月以内のもの）の写しを提出ください。

・同一申請者による2回目以降の認定申請時において、履歴事項全部証明書を既に提出している場合については、再度提出する必要はありません。（他の金融機関で提出している場合も含む）

ただし、前回認定申請時から次の表内の事項に変更がある場合は、認定申請と同時に変更後の履歴事項全部証明書の提出が必要です。

【再提出が必要となる変更内容】

変更内容
法人名、組織、住所、目的、資本金（※1）、役員の変更（※2）
※1 医療法人の「資産の総額」は含まない
※2 役員の重任、脱退は含まない

この場合、インターネット上の登記情報提供サービスで取得した全部事項証明書での代用を可能とします。

・セーフティネット保証第5号において、指定業種の確認できる書類として履歴事項全部証明書を提出する場合は、現在の状況と相違なければ発行日は問いません。